

第 19 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件
神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1480 778 1991"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立三宮図書館</td><td><u>神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立北図書館</td><td><u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 25 番 1 号</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立三宮図書館	<u>神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号</u>	[略]	[略]	神戸市立北図書館	<u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 25 番 1 号</u>	[略]	[略]	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="842 1480 1426 1991"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立三宮図書館</td><td><u>神戸市中央区小野浜 町 1 番 4 号</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立北図書館</td><td><u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 22 番 1 号</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立三宮図書館	<u>神戸市中央区小野浜 町 1 番 4 号</u>	[略]	[略]	神戸市立北図書館	<u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 22 番 1 号</u>	[略]	[略]
名称	位置																								
[略]	[略]																								
神戸市立三宮図書館	<u>神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号</u>																								
[略]	[略]																								
神戸市立北図書館	<u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 25 番 1 号</u>																								
[略]	[略]																								
名称	位置																								
[略]	[略]																								
神戸市立三宮図書館	<u>神戸市中央区小野浜 町 1 番 4 号</u>																								
[略]	[略]																								
神戸市立北図書館	<u>神戸市北区鈴蘭台西 町 1 丁目 22 番 1 号</u>																								
[略]	[略]																								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定（「神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号」を「神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号」に改める部分に限る。） 令和9年9月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第2条の改正規定（「神戸市中央区小野浜町1番4号」を「神戸市中央区雲井通5丁目1番1号」に改める部分に限る。） 令和10年2月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市立図書館条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立三宮図書館及び神戸市立北図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、前項各号に掲げる規定の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市立三宮図書館及び神戸市立北図書館を移転するに当たり、条例を改正する必要があるため。